

## たかが国葬、されど国葬 : 京・江戸・博多、そして 巴里 : 10

南野, 森  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7170259>

---

出版情報 : 福音宣教. 76 (10), pp.10-11, 2022-11-01. オリエンス宗教研究所  
バージョン :  
権利関係 :



筆者が最近受けたインタビューを2点紹介いたします。

①朝日新聞デジタル版（2022年9月17日公開）

「たかが国葬」と言うために 法的根拠、あえて持たせない知恵

<https://digital.asahi.com/articles/ASQ9F51MLQ98UPQJ016.html>

②TBSラジオ「荻上チキ・Session」（2022年9月7日放送）

安倍元総理の国葬をめぐる閉会中審査を明日開催へ。岸田総理に求められる説明とは？

<https://www.tbsradio.jp/articles/59088/>

\*①「朝日新聞 たかが国葬 南野」、②「TBSラジオ 国葬 南野」で検索するとヒットします。

## 京・江戸・博多、そして巴里

南野 森●憲法学者

### 10 たかが国葬、されど国葬

安倍晋三元首相の国葬が、9月27日、日本武道館で行われた。7月8日の衝撃的な銃撃事件のわずか6日後に発表された国葬については、しかし、多くの異論が噴出し、世論調査では日に日に反対意見が増え、当日までデモや集会などで国葬反対の声をあげる市民が各地で見られるという、異例の事態となった。

そのようななか、私にも新聞、テレビ、ラジオから多くの取材依頼があり、私にできる小さな社会貢献をと思い、当日も含め可能な限りお受けした。

まず、国葬の法的根拠論について、私は（珍しく？）政権と同じ解釈をとり、閣議決定による国葬実施は法的には無問題と考えた。ごく簡単に言うところ、行政の行為のうち、「国民の権利を制約し、または国民に義務を課す」もの（侵害行政）にのみ法律の根拠が必要とする「侵害留保説」という伝統的学説に依拠すれば、単なる儀式によって国民の権利が制約されたり国民に義務が課されたりするわけではないので法律の根拠は不要ということになる。侵害行政のほかに国民や社会にとって重要な行政には法律の根拠が必要とする「重要事項留保説」が近年は有力説となっているが、それでも、なにが重要かについては意見が分かれ、私自身は、国葬のような儀式はこの重要事項には該当しないと考えた。もちろん、この最後の点は評価の分かれるところであり、重要事項留保説に依拠したうえで、しかし国葬は重要事項だから法律の根拠が必要だと主張する学者もいた。

つぎに、法的に無問題だからといって常に政治的に妥当というわけではもちろんない。この点で岸田内閣のやり方は失敗であったと私は思う。事件直後の決定

は国民が冷静に考えることを妨げただろうし、8月18日には野党が憲法53条に基づき臨時国会の召集を要求したにもかかわらず内閣は応じず、ようやく事件の2ヶ月後になり衆参両院でわずか1時間ずつの「閉会中審査」が行われたのみであった。憲法66条3項によれば、内閣は行政権の行使について国会に対して責任を負っているものであり、その決定を国会に説明しなければならない。にもかかわらず、岸田内閣は、国会で十分な説明を行わずに国葬を強行した。

そもそも、戦後は吉田茂しか例のない国葬を安倍元首相について行うことが適切か否かについては、ここでは立ち入らない。安倍氏に対する政治的評価は、ほんとうに人により大きく異なる（私の学生に聞いても評価は分かれる）。国葬の基準や手続きについて法律を定めるべきだという意見も有力であったが、私自身は、少なくとも現状は法律の根拠がなく閣議決定だけで実施される「たかが国葬」なのであつて、だからこそ、そんなものによって国民が弔意の表明を強制されるようなことがあつてはならない、という主張を展開した。

法的には良いが政治的にはダメで、法律上の根拠のない「たかが国葬」なのだから国民の内心の自由を侵害してはならぬ、という私の主張は、政権をもっと厳しく批判することを期待する向きには失望を与えてしまったかもしれない。安倍政権時代のように政権の憲法運用を批判すると保守派から左翼と罵倒され、今回のように政権の法解釈に賛成すると今度はリベラル派から御用学者と罵られる。政治と憲法をめぐる発信には、なかなかの負担が伴うものである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。